

# 障害者総合支援法における「法定代理受領」 をめぐる法律関係

山下 慎一\*

はじめに

- I. 概念・用語の整理
  - II. 法定代理受領の法律構成
- おわりに

## はじめに

(1) 2000年代初頭まで実施された、社会福祉領域における基礎構造改革では、福祉サービスの「契約化」を進めることが重要な目的の一つとされた。これを受けて、高齢者福祉・障害者福祉の領域に契約方式が導入されたのであるが、この——高齢者・障害者とサービス事業者の間に締結される——契約に関して、社会保障法学はもとより、行政法学、民法学などの多様な法領域の研究者、および実務家が議論を重ね、理論状況を進展させてきた<sup>1</sup>。

ところが、上記のような意味での契約そのものとは一応区別されつつ、しかし密接な関係にあるところの、サービス事業者と行政（保険者）との関係

---

\*福岡大学法学部准教授

——具体的には、「法定代理受領」の仕組みを介した「サービス報酬」のやり取り——については、その法的な性格の解明が必ずしも十分に進んでいない<sup>2</sup>。この点に関する議論の未成熟は、理論的に問題であることはもちろん、実務上も、サービス事業者の資金調達（後述する「『サービス報酬』債権」の流動化によるもの）の可否という極めて重要な論点を生起させている。

このような問題認識を念頭に、本稿は、障害者総合支援法(正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)における「法定代理受領」をめぐる法律関係を、これまでの学説と裁判例を参照しつつ検討することを目的とする。なお、本稿が障害者総合支援法のみを直接の検討

---

<sup>1</sup> この点に関する研究については枚挙に暇がないが、一例として、原田大樹『行政法学と主要参照領域』（東京大学出版会、2015年）107-153頁〔初出2003年〕、岩村正彦編著『福祉サービス契約の法的研究』（信山社、2007年）、同「社会保障と契約の諸問題——総論——」季刊社会保障研究45巻1号（2009年）4-13頁、中野妙子「介護保険法および障害者総合支援法と契約」季刊社会保障研究45巻1号（2009年）14-24頁、内田貴『制度的契約論——民営化と契約』（羽鳥書店、2010年）。

<sup>2</sup> 小島晴洋「判批（高松高判平16・6・24）」別冊ジュリスト227号〔社会保障判例百選〔第5版〕〕（2016年）225頁も、介護保険に関して同旨を述べる。介護保険に関して、同論点を検討する業績としては、山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』（有斐閣、2002年）173-174頁〔小島〕、和田隆夫「介護保険制度における三者関係の法的問題—市町村・要介護者・介護サービス提供機関—」花園大学社会福祉学部研究紀要8号（2000年）77-87頁、四ッ谷有喜「介護保険報酬債権の担保化に関する一考察」法政理論38巻1号（2005年）93-133頁。また、法律実務家による業績として、橋本円「診療報酬債権流動化の概要と介護給付費債権流動化への応用」事業再生と債権管理139号（2013年）104-113頁がある。さらに、判例研究、あるいは判例・裁判例に主として着目するものとして、小林明彦「介護サービス事業者の国保連宛て介護報酬債権の存否——大阪高判平27.9.8をめぐって——」金融法務事情2034号（2016年）24-28頁、山口明「介護給付費債権を裏付けとする流動化スキームに関する一考察」金融法務事情2037号（2016年）34-39頁、根津宏行「大阪高判平27.9.8に対する最高裁判例からの検討および実務対応」金融法務事情2039号（2016年）32-35頁、須藤克己「指定障害福祉サービス事業者の国民健康保険団体連合会に対する介護報酬請求に関する一考察——大阪高判平27.9.8を題材として——」金融法務事情2045号（2016年）50頁、小島晴洋「判研（高松高判平16.6.24）」季刊社会保障研究43巻3号（2007年）299-306頁、大沢光「判批（東京地判平25.1.29）」判例時報2220〔判例評論665〕号164-130〔34-40〕頁、西上治「判研（東京地判平25.1.29）」自治研究91巻7号（2015年）128-144頁。

対象とする理由は、第一に、同法に関する注目すべき裁判例が近時現れたためである。さらに、第二に、一見すると同法ときわめて類似する仕組みを有するような他法（例えば介護保険法：以下、「介保法」という）が、重要な部分において、なお同法と差異を有していることから、検討対象として区別する必要があると考えられるためである（この点については下記の検討の中で言及する）。ただし、説明の便宜上、介保法を適宜参照することがある<sup>3</sup>。

（2）本稿の叙述は、以下の順序で進められる。まず、具体的な検討に先立ち、本稿において使用する用語・概念について整理をする（I.）。つづいて、障害者総合支援法における「法定代理受領」の仕組みを概観したうえで、学説や裁判例を参考にしてその法律構成を検討する（II.）。最後に、本稿では解決できなかった課題に言及する（おわりに）。

## I. 概念・用語の整理

### 1. 概念・用語の多様性

（1）障害者総合支援法（あるいは広く社会福祉に関わる法）をめぐるのは、上記のように多くの法領域に関わる研究者・実務家から、さらには法学以外の諸学問領域から、多様な議論・主張・説明がなされる。その結果、法が規定する同一の事象を、異なる論者が正反対の概念・用語によって説明することすらある。これらは、論者の専門領域や問題を捉える観点の差異に起因するものであり、用語法の正誤を一般論として決めることは困難であるし、

---

<sup>3</sup> 障害者総合支援法は、前身たる障害者自立支援法の枠組みを引き継いでいるものであるところ、その障害者自立支援法における自立給付支援制度（およびさらにその前身である支援費制度）は、「社会保険方式は採用しないものの、介護保険と基本的に同じ枠組みを、身体障害者等に拡大するものと捉えることができる」（岩村・前掲注（1）書18頁〔岩村〕）ためである。

その必要性も疑わしい。ただし、本稿が可能な限り精緻に法的検討を実施しようとする以上、少なくとも本稿の中では、法的な概念・用語を、厳密な定義に基づき使用する必要がある。よって、まず障害者総合支援法(以下、「障総法」あるいは単に「法」という)による給付の仕組みを概観したうえで、続く下記2. において概念・用語を整理したい。

(2) 障総法上の介護給付費等の支給を受けたい障害者は、市町村による支給決定を受けなければならない(法19条1項)。この支給決定を受けるため、障害者は、居住地の市町村(法19条2項)に対して、申請を行う(法20条1項)。

申請を受けた市町村は、市町村審査会(法15条)の審査・判定の結果に基づいて、障害支援区分の認定をする(法21条1項。ただしこの障害支援区分認定は、それ自体が支給可否・支給内容の決定となるわけではなく、下記の支給決定の一考慮要素に止まる点で、介護保険法上の要介護認定とは法的位置づけが異なる)。その上で、市町村は、「障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境」等「を勘案して」、申請をした障害者に対して支給要否決定を行う(法22条1項)。支給を要するとの決定(支給決定)には、月単位の支給量(法22条7項)と有効期間(法23条)が定められる。

支給決定を受けた障害者は、支給決定に際して交付される受給者証(法22条8項)を提示して(法29条2項)、自らが選んだ指定障害サービス事業者等とサービス利用に関する契約を締結し、サービスを受ける。その後、市町村は、サービスを利用した障害者に対して、介護給付費等を支給する(法29条1項)<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> なお、法29条1項に基づく支給の実施について、「(支給/支払い)決定」との表現がされることがあるが、これは処分性を有しない行為であり、法19条等という支給決定とは法的性質を異にする。参照、東京地判平25. 1. 29判時2191号33頁、西上・前掲注(2)。

このような仕組みを前提として、以下、本稿で単に障害者という場合には、基本的に支給決定を受けた障害者を指す。同様に、単にサービス事業者という場合には、都道府県知事から指定を受けた障害福祉サービス事業者を指す。また、法定代理受領に関する審査や支払いの事務は、市町村から国民健康保険団体連合会に委託することができ（法29条7項）、実務上は委託がされるケースがほとんどであろうが、本稿では、議論の構図を単純化するために、当該委託はさしあたり視野の外に置く（市町村だけを登場させる）こととする。

## 2. 金銭給付／現金給付／現物給付／サービス給付…

（1）障総法の究極的な目的は、障害者に対して、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」（同法1条）に、「社会サービス」<sup>5</sup>を保障することであると言えよう。つまり、そこでの給付の「中核」は「サービス給付」なのであり、その点で、年金や社会手当等のように金銭による所得保障を目指すものとは異なる<sup>6</sup>。このような障総法の目的を念頭に置けば、同法を、「サービス給付法」ないし「サービスという現物給付を実施する法」であるとする理解にも、根拠がある<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> 菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）387頁。

<sup>6</sup> 菊池・前掲注（5）387頁。なお、この点に関して、永野仁美『障害者の雇用と所得保障』（信山社、2013年）は、「就労機会の付与を通じた所得保障」、「社会保障制度による所得保障」、「障害に起因する特別な費用の保障」という3つの観点から、障害者に対する所得保障を総合的かつ多層的に検討するものであり、非常に重要な業績である（日本法の状況について、特に同書41-127頁参照）。

<sup>7</sup> この点については、学問領域や観点の違いによって様々な見解があり得よう。なお、介護保険法における保険給付の内容に関する議論については、久塚純一「介護保険をめぐる基本問題——制度創設からの軌跡を手掛かりに」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法2 地域生活を支える社会福祉』（法律文化社、2012年）254-257頁に詳論されている。

ただし、障総法の目的と、その達成のために同法が採っている手段（具体的な給付内容）は、少なくとも法律学上は、区別し得るものである。すなわち、障総法における自立支援給付は、法6条の規定（「自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費……の支給とする。」〔傍点は引用者による〕）を見れば明らかなおおり、「障害者に対する費用の支給（金銭給付）の形式をとっている」<sup>8</sup>。つまり、障総法は、サービスの保障を目的としながらも、その給付の形式は、（公的医療保険における療養の給付のような）現物給付ではなく、あくまで金銭給付である。

（2）ここで、通常、金銭給付という語が用いられる際には、年金や社会手当、生活保護のような所得保障制度が想起されるかもしれない。それらの制度において市民に給付される金銭は、基本的に用途が制限されておらず、受給者が自由に使用することができる。これに対して、障総法における金銭給付は、障害者が（一定の要件を満たしたうえで）サービスを利用した場合に、当該サービスの利用費（のうち一定割合）を、障害者本人に対して事後的に償還するものである。つまり、障総法上の金銭給付は、障害者のサービス利用に先立って金銭を給付する仕組みではないのであり、言い換えると、障害者本人は「サービス利用後の事後的な費用償還給付請求権」<sup>9</sup>を得るものと言える。以上のとおおり、障総法の検討を目的とする本稿では、単に金銭給付という場合には、償還払いの金銭給付を指す。

---

<sup>8</sup> 菊池・前掲注（5）448頁。このように、障総法上の給付を金銭給付（あるいは非・現物給付）とする理解については、多くの社会保障法学者（ひいては法律学者一般）に広く一致があるものと思われる。

<sup>9</sup> 伊藤周平『障害者自立支援法と権利保障——高齢者・障害者総合福祉法に向けて』（明石書店、2009年）95頁（ただし、障総法の前身である障害者自立支援法（以下、「障自法」という）に関する説明である）。同じく障自法に関して、大沢・前掲注（2）167頁。

### 3. 「法定代理受領」／「(事実上の) 現物給付化」／「サービス報酬」

(1) 上で述べたとおり、障総法は法律上、償還払いの金銭給付原則を採っている。ただしこの場合、償還払いであることに起因して、障害者本人が一旦、サービス利用費の全額立替え（しばしばかなりの高額になる）をしなければならないという問題が生ずる。この立替えの弊害を避けるために、障害者本人はサービス事業者に対して自己負担分だけを支払えばよく、市町村がサービス事業者に対して、直接、残りの額（＝サービス費用から障害者の自己負担分を差し引いた額）を支払うという仕組みを、障総法が設けている。障総法および同施行令・施行規則には、この仕組みの名称は定められていない。ただ、この仕組みが法令に定められた金銭授受の方法であるという点と、同様の仕組みを設けている介護保険法（以下、「介保法」という）施行規則64条などの標題に「代理受領」という語が使われている点から、当該仕組みについて、一般的に「法定代理受領」という呼称が定着している。本稿でも、説明の便宜のため、当該仕組みを指し示すうえでこの語を使用するが、下記で論じるとおり、この用語法の妥当性にも検討されるべき部分がある。

(2) 続いて、このような法定代理受領の結果として、金銭給付を原則とする障総法の仕組みが、「(事実上) 現物給付化している」との説明が、各所で見られる。確かに、金銭の流れに着目すると、障害者本人はサービス事業者に対して自己負担分のみを支払えばよく、サービス事業者は残額を市町村から受け取るという点で、現物給付原則を採用する公的医療保険と同様の関係になっている。しかし、当然のことながら、法定代理受領によって金銭の流れが変わることは、行政が法律上実施すべき給付内容を、金銭給付から現物給付へと変容させることまでを意味しない<sup>10</sup>。11。そうすると、「(事実上の) 現物給付化」という表現にはミスリーディングな側面がある。よって本稿では、法定代理受領の効果を、金銭給付を前提としたうえで、単に「本人償還払いの例外化」と表現する。

(3) さらに、法定代理受領によって本人償還払いの例外化が生じる場合、サービス事業者が市町村から金銭（障害者に対して提供したサービスにかかる費用のうち、障害者本人の自己負担分を除いた額）を受け取ることになるが、このような金銭を、「(サービス)報酬」と呼ぶ用語法が、(介保法に関する「介護報酬」と同様に)一般に定着しているようである。しかしながら、この語を用いることは、厳密に法的な検討をしようとする際には、少なくとも2つの理由から不相当である。第一に、サービス報酬という語は、(現物給付原則を採用する公的医療保険における)「診療報酬」という語との対比

---

<sup>10</sup> 加藤智章ほか『社会保障法』（有斐閣、第6版、2015年）277頁（障総法について）・279頁（介保法について）〔いずれも前田雅子〕。もちろん、「事実上の現物給付化」との語を用いる多数の論者からも、行政の義務内容が変容しないことは承知の上で使用しているのであろう。それでもなお、法定代理受領によっても金銭給付という法の性格自体は変わらず、障害者本人への償還払いという点に変容するのであるから、金銭の流れのみを説明すれば十分なこの局面において、敢えて「現物給付」という概念を持ちだす必要性は乏しいし、むしろ上記(2)のような他の学問領域との用語法の異同を念頭におけば、無用な混乱を招く恐れの方が強いように思われる。これに対し、介保法に関する議論として、河野正輝ほか編『社会保険改革の法理と将来像』（法律文化社、2010年）65頁〔西田和弘〕は、「代理受領方式の給付を「実質的な現物給付」と位置づけることによって、実態と法解釈の距離を近づけることができよう」と述べ、「実質的な現物給付」概念の有用性を唱えている。論者によるこのような評価は、「被保険者から見れば、同じく現物給付に見える医療と介護が、異なる法構造を採ることに妥当性があるか、社会保険としての通則的理解は不要であるのかを検討すべき」（同書65-66頁）という見解に基づいており、そこには傾聴すべき点が含まれているように思われる。

<sup>11</sup> 原田大樹『例解行政法』（東京大学出版会、2013年）339-340頁は、介護保険法が現物給付方式を採らなかったのは、被保険者による「給付内容の形成の自由度を高めるため」、すなわち、「現物給付方式に見られる給付主体による強力な給付内容コントロールを排除するため」であり、「現金給付化したから給付主体のサービス提供基盤整備義務がなくなったと考えるのは単純に過ぎる」と指摘する。原田の指摘は正当なものであり、同指摘は障総法にも該当すると考えられるため、同法の原則が金銭給付であることを強調する際には、「給付主体のサービス提供基盤整備義務がなくなった」と主張する意図はないことを明示する必要がある（本稿もそのような主張をする意図はない）。なお、これに対し、障総法の前身である障自法について、「市町村による障害福祉サービスの提供責任、さらにいえば、サービスの質確保の責任は原則的には存在しない」と述べる説もある（伊藤・前掲注（9）95頁）。



で、あたかも行政からサービス事業者への、公法上の契約等に基づく報酬の支払いであるかのような印象を与える。通説的な理解によれば、障総法は現物給付原則を採用しておらず、行政とサービス事業者の間には公法上の契約（サービス提供に関する委託契約等）は存在しないのであるから<sup>12</sup>、行政とサービス事業者の間に「報酬」を観念することは、法的にはかなり困難である（ただし、ある一定の法律構成によれば、全く不可能というわけでもない。この点は本稿の主題と関わる）。第二に、それとの関連で、障総法上、「報酬」を観念できるとすれば、それは第一義的には、サービス契約の当事者、すなわち障害者本人とサービス事業者の間においてである（サービス提供の対価

<sup>12</sup> 障総法と同様の仕組みを有する介護保険法について、同旨を述べるものとして、本沢巳代子「介護保障法の体系と構造——権利論の視点から」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第4巻 医療保障法・介護保障法』（法律文化社、2001年）152頁、菊池・前掲注（5）427頁。介保法上の指定の意義は、あるサービス事業者「の提供するサービスが介護保険法の保険給付の対象としてふさわしいものであることの確認行為……に過ぎない」とされる（菊池馨実「裁判例の動向からみた介護保険」週刊社会保障2827号（2015年）35頁、およびそこに引用された水戸地判平24. 5. 18判例地方自治375号61頁）。これに対して、公的医療保険における指定（健康保険法63条3項）とそれをめぐる保険者と保険医療機関の関係についての一般的な見解は、保険医療の提供およびそれに対する報酬の支払いに関する公法上の（双務）契約（第三者たる被保険者のためにする契約）とするものである（岩村・前掲注（1）論文7頁、石田道彦「医療保険制度と契約」季刊社会保障研究45巻1号（2009年）46頁など）。また、介保法の立案・制定に関わった論者によって、同過程においては、給付の仕組みが金銭給付（費用保障）か現物給付かという介保法と公的医療保険の相違を念頭に置きつつ、両法における「指定」の法的性質の違いや公法上の契約関係の有無について検討された旨が示されている（遠藤浩・神田裕二「介護保険法案の作成をめぐって」九州大学法政研究66巻4号（2000年）428-429頁）。これに対して、過去には、介保法上の指定の意義について、指定の権限を有する「知事が〔中略—引用注〕、保険者（市町村）の委任を受けて、介護サービス事業者との間に締結する契約」とする説もあった（佐藤進・河野正輝編『介護保険法——法案に対する新たな提案——』（法律文化社、1997年）124-125頁〔橋本宏子〕）。ただし同説も、公的医療保険と介護保険との差異を意識していることに注意が必要である（同書124頁）。なお、介保法につき、「近時導入された公募指定（同法78条の13）の仕組みについても同様に〔単なる確認行為であり公法上の契約を生じさせないものと—引用注〕解してよいかは留保が必要である」（菊池・同論文35頁）。

としての報酬)。そうすると、三者間の法律関係において、何をどのような観点から報酬と呼ぶのかに関して、不必要な混乱が生じる。このような危険を避けるため、本稿においては「サービス報酬」という語は用いない（その結果、文章表現が多少冗長になる場面を避けられないが）。

(4) 以上のような用語法を前提として、下記Ⅱから具体的な検討に移る。その検討内容は、法定代理受領の法律構成はどのようなものか、という問題である。より具体的には、法定代理受領の仕組みを利用して実施される、サービス事業者と行政との金銭のやり取りは、どのような法律関係に基づいているのか——換言すれば、そこにはどのような権能が生じているのか、債権(請求権)や債務が存在するのか——を、学説・裁判例(社会保障法のみならず他の法領域にも及ぶ)を参照しつつ、法解釈論として検討することが目指される。

なお、障総法には多数の給付が設けられているところ、それらのすべてについて用いられる法定代理受領(あるいは法定外の代理受領)に検討を加えることは、紙幅の都合上、困難である。そのため、本稿では、検討対象を「介護給付費」(法29条)における法定代理受領に限定する。その理由は、第一に、介護給付費が障総法における中心的な給付の一つと考えられることであり、第二に、近時出された注目すべき判決が、介護給付費に関する事案であったことである。

## Ⅱ. 法定代理受領の法律構成

### 1. 法定代理受領に関する法規定

(1) 検討の出発点となるのは、法定代理受領をめぐる以下のような障総法の規定である。

障害者がサービス事業者からサービスを受けたときは、市町村は、当該障害者本人に対して、当該サービスに要した費用について、介護給付費を支給する（法29条1項）。介護給付費の一カ月あたりの額は、サービスに要した費用（詳細は後述する）から障害者の自己負担分を差し引いた額である（法29条3項）。ここまでは、障総法による金銭給付（障害者本人への償還払い）に関する規定である。つまり、障害者は、市町村に対して、介護給付費（＝サービス費用から自己負担分を差し引いた額）を受給する権利を取得する。その際、障害者がサービス事業者とサービス提供に関する契約を締結したことと、当該契約に基づいてサービスの提供が実施され、障害者がサービス事業者に対してサービス代金全額の支払債務を負う（サービス事業者が障害者に対して同内容の債権を有する）ことが前提となっている。

（2）この場面において、法29条4項は、「障害者…が…サービス事業者…から…サービス…を受けたときは、市町村は、…障害者…が…サービス事業者…に支払うべき…サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費…として…障害者…に支給すべき額の限度において、…障害者…に代わり、…サービス事業者…に支払うことができる」と定める。そして、法29条5項は、市町村によるこの「支払があったときは、…障害者…に対し介護給付費…の支給があったものとみなす」と定め、同6項は、「市町村は、…サービス事業者…から介護給付費…の請求があったときは、…厚生労働大臣が定める基準…に照らして審査の上、支払うものとする」としている。この、法29条4項から同6項までの仕組みが、法定代理受領を定めたものであるとされる。

この仕組みの結果として、サービス代金のうち、障害者の自己負担分を除いた分の金額を、市町村がサービス事業者に直接支払うため（法29条4項）、障害者本人に残るのはサービス事業者に対する自己負担分の代金債務のみとなり、市町村は障害者本人への金銭給付の義務を履行したこととなる（法29

条5項のみなし規定の効果)。サービス事業者は、サービスに要した費用の全額を回収できることになる(法29条4項に基づく市町村の支払いと、障害者本人による自己負担分の支払い)。

(3)すでに述べたように、このような仕組みを「(法定)代理受領」と呼ぶことが一般的に定着している。しかしながら、上に挙げた条文の文理解釈等からは、この仕組みを「代理受領」と表現することは困難ないし不可能であるとする学説も存在する(本稿も、それらの学説の主張は(少なくとも一定の限度において)正当であると考え)。以下では、それらの学説と、通説的な見解との比較検討をつうじて、法定代理受領と呼ばれる仕組みに対する解釈上の問題状況を抽出する。

## 2. 法定代理受領の仕組みに関する学説

(1)上に掲げた法29条4項の文言においては、「市町村は、…障害者…に代わり、…サービス事業者…に支払うことができる」との規定になっているが、文言上、「代わり」の意味と、支払いの目的物が問題となる。すなわち、法29条4項の文言上は、同条1項から3項までと同様に、「サービス等に要した費用」(=サービス代金)と、「介護給付費」とが区別されており、市町村がサービス事業者に対して支払うことができるとされるのは、あくまでサービス代金(のうちの一部)である(介護給付費は、金額の計算上参照されるに過ぎない)。つまり、条文の文言上、サービス事業者が受け取る金銭の性質は、あくまで、障害者本人から支払われるはずであったサービス代金の一部であって、介護給付費そのものではない(これらの金銭の額は結果的には一致するとはいえ、理論上は区別し得る)<sup>13</sup>。そうすると、「代わり」という文言の意味も、「障害者ではなくサービス事業者に支払う」という意味ではなく、「市町村が障害者に成り代わってサービス事業者に支払う」という意味に解すべきこととなる。

以上を要するに、法29条4項の規定内容を分析すると、次のように解することができる。すなわち、①市町村は、本来障害者がサービス事業者を支払うべきサービス代金を、障害者に成り代わって、サービス事業者を支払うことができること、②その際市町村が支払うことのできる金額は、市町村が障害者に対して支払うべき介護給付費相当額（＝サービス費用から障害者の自己負担分を差し引いた額）であること、である。そうすると、法定代理受領という用語法が通常想定している法関係——障害者が本来（償還により）受給すべき介護給付費を、サービス事業者が、障害者を代理して、市町村から受領する——を、法29条4項の文言に見出すことはできないということになる<sup>14</sup>。むしろ、市町村が、障害者の負うサービス代金支払債務の一部を引き受けられることができるという——「債務引受」に近似する——法関係を生じさせ得る<sup>15</sup>規定であると解すべきことになる<sup>16</sup>。

（2）上記のような文理解釈には、一定の説得力があるように感じられる。

<sup>13</sup> たとえば、加藤・前掲注(10)227頁・336頁〔いずれも前田〕、本沢巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法』（不磨書房／信山社、第9版、2015年）184頁〔新田〕は、介護（自立支援）給付費とサービス費用とを区別するような記述となっている。ただし両者とも、このような仕組みを「(法定)代理受領」と描写していることから、上記のような区別がどのような意図を有してなされたものであるかは明らかではない（もし介護（自立支援）給付費とサービス費用との区別を貫徹するのであれば、本文で論じるように、法29条4項の規定内容を「(法定)代理受領」と描写するためには多少の理論的な説明が必要ではないかと考えられるためである）。

<sup>14</sup> 介護保険法に関して同旨を述べるものとして、小林・前掲注(2)27頁、四ッ谷・前掲注(2)110頁（ただし四ッ谷は、介護保険法上の給付を「介護サービスの現物給付」（同論文99頁）と捉えているため、同法の給付は金銭給付であると考える本稿の立場からは、その主張の趣旨を必ずしも明確に把握しきれない部分がある（例えば同論文111頁））。

<sup>15</sup> 法29条4項によって規定される仕組みが、代理受領よりもむしろ債務引受に類似するものであるということができたとしても、同条の効果によって常に／当然に債務引受類似の法関係——換言すると一定の債権債務関係——が発生するか否かという点は、さらに別途検討される必要がある。この点についての検討は、本文の後の部分で実施する。

<sup>16</sup> 介護保険法に関して同旨を述べるものとして、小林・前掲注(2)28頁、四ッ谷・前掲注(2)110頁、112頁。

しかしながら他方で、後に続く条文によって、文理解釈という手法自体への疑念が避け難く生じるように思われる。具体的には、上に掲げた法29条6項が、「市町村は、…サービス事業者…から介護給付費…の請求があったときは」と規定し、文言上、サービス事業者が介護給付費の——介護給付費相当額の、ではなく——請求をなしうることを規定しており、さらに、法29条8項を根拠として、サービス事業者が行政に対して介護給付費を請求するための手続きを規定する省令（「介護給付費等の請求に関する省令」）<sup>17</sup>が定められている。つまり、法令の文言自体を整合的に解することが容易ではない。

この点について、障総法の逐条解説は、法29条4項および5項の説明として、市町村が障害者に代わって、介護「給付費を事業者に支払うことができる」<sup>18</sup>〔傍点引用者〕と述べる。学説にも、同様に、市町村が介護給付費を支払う（あるいはサービス事業者が受け取る）とするものが数多く見られる<sup>19</sup>。また、障総法（あるいはその前身たる障自法）がモデルにしたと思われる介保法について、事業者が「給付費」を被保険者の代理で受け取る旨、そこでは「民法上の代理受領の考え方」が適用されている旨を述べるものがある<sup>20 21</sup>。このように、いわゆる法定代理受領は、まさにサービス事業者による介護給

---

<sup>17</sup> 例えば、サービス事業者による介護給付費の請求に関して、同省令2条1項は次のように定めている。すなわち、「サービス事業者…は、介護給付費…を請求しようとするときは、…サービス…の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。」

<sup>18</sup> 障害者福祉研究会編『逐条解説 障害者総合支援法』（中央法規、2013年）118頁。

<sup>19</sup> 菊池・前掲注（5）454頁（ただし論者は、介保法に関する説明においてはサービス利用費と給付とを区別しているようである：同書419頁）、菊池馨実編『ブリッジブック社会保障法』（信山社、2014年）171頁〔中益陽子〕、小島晴洋『ナビゲート社会保障法』（信山社、2014年）107頁、西村健一郎ほか編『よくわかる社会保障法』（有斐閣、2015年）207頁〔倉田賀世〕など。また、障自法に関して、大沢・前掲注（2）167頁。なお、河野正輝ほか編『社会福祉法入門』（有斐閣、第3版、2015年）283頁〔平部康子〕では、サービス利用費と給付とが混在した記述になっている。

付費の代理受領であるとする構成（以下、代理受領構成という）が、通説となっている。

（3）以上のとおり、法定代理受領と呼ばれる仕組みをめぐっては、法令の文言や学説において、必ずしも十分な整理がなされないまま、代理受領構成が通説的な位置づけを獲得している。それでは、裁判所は法定代理受領をどのようなものと考えているのであろうか。以下ではこの点に関して、近時出された裁判例を参照しつつ検討する。そしてこの検討が、法定代理受領をいかに構成することが妥当か、という問題について考察する手がかりを示してくれる。

### 3. 裁判例——大阪高判平27. 9. 8 金融法務事情2034号78頁

（1）株式会社Aは、法29条4項の指定障害福祉サービス事業者である。Yは、法29条7項の規定に従い、同条6項の規定による支払に関する事務を市町村から委託された連合会である。Xは、A－Y間にサービス報酬債権が存在することを前提として、Aを債務者、Yを第三債務者として、当該債権

---

<sup>20</sup> 増田雅暢『わかりやすい介護保険法』（有斐閣、新版、2000年）21頁、同『逐条解説介護保険法』（法研、2014年）152頁。これに対して、同じく介護法の立案・制定過程に関わった論者によって、代理受領という用語自体は使用しつつも給付費とサービス費用（対価）とを区別しているように見える議論が示されている（遠藤・神田・前掲注（12）428-429頁：この点につき、山口・前掲注（2）35頁は、上記遠藤・神田論文を引用しつつ、介護法の立法に携わった者が、「代理受領の方式あるいは代理受領の考え方（保険者が被保険者に支払うべき給付費を事業者または施設が受け取る方式）を適用したものであると考えていたようである」〔傍点は引用者による〕と述べている）。

<sup>21</sup> そうすると、結局のところ、なぜ介護法の文言が現在のように定められたのが問題となる。介護法における法定代理受領（ないしそれによる「現金給付の現物化」）は、「医療保険におけるかつての特定療養費をモデルとしている」（原田・前掲注（11）340頁）とされる（実際に、両者の条文の構造・文言は似通っている。また、山口・小島・前掲注（2）書171頁〔小島〕は、特定療養費の他に、公的医療保険における家族療養費、老人保健法におけるかつての老人保健施設療養費を挙げる）。これらの、法定代理受領のモデルとなった諸制度にまで遡った歴史研究は、今後の課題としたい。

を差押債権とする差押命令を裁判所に申立てたところ、同裁判所は差押命令を発した。このような事情の下、Xが、第三債務者であるYに対し、差押命令に基づく差押債権の取立てとして差押債権相当額の金員（11万9642円）の支払を求めたのが、本件である<sup>22</sup>。

Xの請求が認められるためには、サービス事業者Aが、連合会Y（本稿の表現では市町村）に対して債権を有していると言えるか否かが前提問題となる（当該債権が存在しなければ、そもそもXは差押えができない）。

この点について、判旨（原審の引用も含む）は以下のように述べた。すなわち、（a）法の定める本来的な給付方法（市町村から障害者への介護給付費相当額の直接支給）によると、事前の全額立替による障害者の負担が非常に重くなり得ること、（b）市町村から相当額を受領することによるサービス事業者の費用回収の確実性という理由等から、法29条4項・同5項の規定が設けられているのであり、「このような法の規定に照らすと」、「サービス事業者…は、同項〔法29条4項—引用注〕で市町村が…サービス事業者…に支払うことができるとされた金員の取立権能を取得するに過ぎず、同項の規定によって、…サービス事業者…が市町村に対する介護給付費…についての債権を取得するものと解することはできない」〔傍点引用者〕。

本判決（以下、平成27年大阪高判という）では、①いわゆる法定代理受領をめぐる法関係について、サービス事業者が市町村（本件では連合会）に対して債権を取得するか、という重大な論点について判断が下されているのだが、それにとどまらず（あるいはその判断の前提として）、②裁判所がどのような法律構成を採るのか（本稿が上記2. で論じた問題）が示唆されたと解される。以下、この2つの点について、前提となっていると考えられる②を先に検討し、続いて①を検討する。

<sup>22</sup> なお、原審は大阪地判平27. 4. 24金融法務事情2034号82頁。本（高裁）判決では、原審の判断のほとんどが引用されており、両者の結論も同一である。



(2) 上記の②の問題については、判旨による「取立権能」という語の使用が手掛かりとなる。この語は、民法上の代理受領に関する最高裁判例（最一小判昭61. 11. 20集民149号141頁：以下、昭和61年最判という）から借用されているようである。当該事案は、次のようなものであった。まず、Pが、建設会社Cと建築請負契約を締結した。Cは、銀行Bから資金を借受けたのだが、その際、B-C間で、借受金担保のため、BがPから請負代金を代理受領する契約を締結した。同日、Pは当該代理受領契約を承諾し、請負代金をCではなくBに直接支払うことを約した。ところが後日、Pは本件請負代金をCに支払い、その後Cは倒産した。このような状況下で、BがPに対して、債務不履行（および不法行為）に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

最高裁は、「〔C—引用注、以下同じ〕は〔B〕に対して負担する債務の担保として本件請負代金の取立を〔B〕に委任し、〔B〕はその取立権能を取得したにすぎず、〔P〕が、本件代理受領を承諾したことにより、本件請負代金を直接〔B〕に支払うべき債務を負担したものと解することはできない」とした原審の判断は、正当として是認することができ」とした〔傍点引用者〕<sup>23</sup>。つまり、Pは代理受領権者Bに対する直接履行義務を負わず、Bに独自の債権（請求権）が発生することはない。

このように、民法上の代理受領に関する昭和61年最判と、平成27年大阪高判は、取立権能という語の使用という点でも、判決の論理構造という点でも、かなりの程度類似している。そうすると、上記②の問題につき、少なくとも平成27年大阪高判は、障総法における法定代理受領を、民法上の代理受領と平行に考えているのではないかと推測することができる（この法律構成の妥当性については、次の①の検討の後に論じる）。

(3) 続いて、先の①の論点、すなわち法定代理受領の仕組みによって、

---

<sup>23</sup> ただし、不法行為に基づく損害賠償請求に関しては、それを棄却すべきとした原判決を破棄し、原裁判所に差し戻した。

サービス事業者が市町村（本件では連合会）に対して債権を取得するか、という点について検討する。この論点は、さらにいくつかに分節することが可能である。まず、㉗上記㉒のように法定代理受領を民法上の代理受領との類比で考えた場合に、平成27年大阪高判の採った結論は妥当かという議論、㉑そもそもなぜ民法上の代理受領との類比を用いたのかという議論、さらに、㉕サービス事業者の市町村に対する債権が存在しないとの結論が妥当かという議論である。これら㉗から㉕の議論（さらには先の㉑の議論）は、相互に密接に関連する。

#### 4. 民法上の代理受領と債権の存否

（1）まず㉗についてであるが、上記昭和61年最判はそれまでの民法学の通説とも一致していたとされる<sup>24</sup>。そのため、障総法の法定代理受領と民法上の代理受領とをパラレルに考えるならば、サービス事業者が市町村に対する債権を取得しないとする平成27年大阪高判の結論は妥当である、と評価することも可能である。

（2）ただし他方で、民法学の通説が、代理受領に弱い法的効力しか認めない（代理受領権者に請求権を認めない）昭和61年最判を肯定的に評価する根拠は、次のようなものであった。すなわち、民法上、債権質や債権譲渡といった正式な担保制度があるにもかかわらず、代理受領は金融実務において略式の担保方法として用いられていた<sup>25</sup>。この場合、代理受領に強力な効力を認めてしまうと、他の正式な担保制度との均衡を失するし、敢えて代理受

<sup>24</sup> 甲斐道太郎「代理受領の法的効果——最判昭和61・11・20を中心として——」手形研究398号（1987年）8頁。また、昭和61年最判よりも前に出された、松本恒雄「代理受領の担保的效果（下）」判例タイムズ425号（1980年）33頁も、「通説は、C〔代理受領権者—引用注〕のA〔債務者一同〕に対する直接の支払請求権を認めない」と述べる。

<sup>25</sup> 安永正昭「代理受領の「担保」としての効力とその限界——最一小判昭61・11・20をめぐって——」金融法務事情1193号（1988年）13頁。

領を選んだ当事者らの意思にも反する結果となる<sup>26</sup>。

このような民法学説の根拠を重視すると、障総法における法定代理受領に関しては議論の様相が異なることとなる。すなわち、法定代理受領の仕組みは、民法上の代理受領とは異なり、債権の担保を第一義的な（少なくとも唯一の）目的としたものではない<sup>27</sup>。そこには確かに、サービス事業者がサービスにかかった費用を回収するうえでの確実性という観点<sup>28</sup>があるとしても、障害者の一時的なサービス費用全額立替の負担を軽減する<sup>29</sup>（あるいは市町村の事務処理の便宜<sup>30</sup>）という観点も含まれている。さらに、法定代理受領の法的効果を考えるうえで均衡を考慮すべき対象は存在しない。そうすると、民法上の代理受領と障総法における法定代理受領とを平行に考えるにもかかわらず——あるいはそれ故にこそ——、法定代理受領においては、サービス事業者が単なる取立権能にとどまらず債権を取得する、との解釈も成り立ちうる<sup>31</sup>。

（3）ところが、このような解釈には、障害者とサービス事業者との法関係に関する理論的な難点が内在するように思われる。すなわち、障害者が本来的に有する介護給付費債権と、法定代理受領権者たるサービス事業者が有するとされる債権との関係が明らかでない。法定代理受領が、障害者本人を代理して給付を受領するという構成で語られる限り、その仕組みのもとにおいては、あくまで障害者本人に介護給付費債権が帰属することになり、サービス事業者が同一内容の債権を（重ねて）取得すると解することは困難なの

---

<sup>26</sup> 甲斐・前掲注（24）7頁、安永・前掲注（25）18-19頁。

<sup>27</sup> 介保法に関して同旨、四ッ谷・前掲注（2）110頁。

<sup>28</sup> 障害者福祉研究会・前掲注（18）118頁。

<sup>29</sup> 障害者福祉研究会・前掲注（18）118頁。

<sup>30</sup> 介保法に関して遠藤・神田・前掲注（12）429頁。また、かつての支援費制度について、障害者福祉研究会編『改訂 支援費制度Q&A 制度の概要から支援費事務手続きまで』（中央法規、2004年）87頁。

ではなかろうか<sup>32</sup>（この点に関しては、下記6.（7）でも検討する）。

このように考えれば、法定代理受領を民法上の代理受領とパラレルに考えるという選択をした時点で、障総法上、サービス事業者に債権を認めるという結論はかなり採りづらくなるように思われる。そうすると、なぜ平成27年大阪高判は、民法上の代理受領を参照するという選択をしたのか、という疑

---

<sup>31</sup> 同旨を述べるものとして、須藤・前掲注（2）56頁。また、大沢・前掲注（2）167頁も、「代理受領の仕組みからすれば、事業者等には、利用者の「サービス利用後の事後的な費用償還給付請求権」を前提にして、市町村に対する固有の介護給付費支給請求権が発生すると解しうる」〔傍点は引用者〕とする（これは障自法の下での裁判例についての評釈であるが、論者は障自法と障総法の「基本的な給付システムは変更されていない」（同164頁）としているため、論者の見解は障総法についても当てはまるものと考えられる）。大沢は「固有の介護給付費支給請求権」の発生を論じる際に、介護保険法に関する東京地判平20. 2. 22を引用している。確かに同判決は、介保法上の法定代理受領にかかる同法41条6項・9項等の規定を根拠として、同法が「指定居宅サービス事業者にも、当該居宅介護サービス費に係る固有の支給請求権が発生する旨を定めている」と述べる。しかしながら、橋本・前掲注（2）111頁が指摘するとおり、同判決による上の叙述は、要介護者本人の有する介保法上の居宅介護サービス費受給権が第三者たる介護サービス事業者の利害にも関係することを根拠として、当該受給権の一審専属性を否定し、当該受給権が「相続の対象となることを導くための理由付けの1つ」として述べられたに過ぎない。そうすると、同判決によっても、「固有の支給請求権」の内容については、明らかにされていないと言えよう。

<sup>32</sup> この点について、サービス事業者が障害者本人を代理して、市町村に対して介護給付費の請求をすることは可能かもしれない。ただしその場合の請求は、サービス事業者自身の債権に基づく請求ではなく、あくまで代理人としての請求に止まる（具体的には、市町村が債権者である障害者に対して介護給付費を支払った場合に、代理受領権者に過ぎないサービス事業者は、もはや市町村に対して何らの請求もできない（ただし不法行為に基づく損害賠償請求はあり得ないではないかもしれないが））。ここで、あくまで代理受領構成によりつつ、市町村は代理受領権者であるサービス事業者に対してのみ介護給付費を支払う義務を負う、と考えることも完全に不可能というわけではないと考えられるが、本文で後述するとおり、当該法関係の実質は代理受領よりもむしろ債権譲渡（障害者本人からサービス事業者に対する、介護給付費債権の譲渡）にかなり近接するのではないかと考えられる。また、法定代理受領によって、サービス事業者は、障害者本人の介護給付費債権と密接に関連しつつもそれとは区別されるところの、独自（固有）の債権を取得する（あるいは法定代理受領によって障害者本人の介護給付費債権がサービス事業者の「介護報酬債権」に転化する）、という説明もあり得るが、もはやこれらの説明は代理受領構成で対処できる範囲を超えているように思われる。

問——すなわち上述の④の論点——が生ずる。

## 5. 障総法の規定と法定代理受領

(1) 平成27年大阪高判が、障総法上の法定代理受領の解釈にあたり、民法上の代理受領にかかる昭和61年最判を（明示的ではないにせよ）下敷きにした理由としては、さしあたり下記の数点を推測し得る。すなわち、第一に、単純に「代理受領」という用語の共通性によるという可能性であり、第二に、障総法の規定上、サービス事業者に債権を認めることは困難であるという見込みを立てたうえで、適切な法律構成が模索された結果、民法上の代理受領が参照されたという可能性である。第一については特に説明の必要はないであろうが、第二について多少敷衍すると、次のようになる。

(2) 上に掲げたとおり、法定代理受領に関する法29条4項は、市町村が主語の「できる規定」となっている。もしサービス事業者が債権を有するのであれば、市町村は当該債権に対応する債務を負うのであるから、常に支払いをなす義務を負うはずであるが、法規定はそのようにはなっておらず、支払いをなすか否かは市町村の任意とする規定振り<sup>33</sup>とされている<sup>34</sup>。つまり、実務上はサービス事業者による代理受領が一般化しているとはいえ、法の規定上は、あくまでサービス事業者は債権を有しない。

このような説明は分かりやすいようにも感じられるが、他方で別の疑問が派生する。すなわち、もし法29条4項の規定が「できる規定」ではなく、「市町村は…支払う。」あるいは「支払うものとする。」というような文言となっていたと仮定した場合に、平成27年大阪高判は、代理受領構成を放棄して、サービス事業者が債権を取得するという結論を採ったであろうか、それとも、あくまで代理受領構成を維持し、サービス事業者の債権を認めないという結

---

<sup>33</sup> 確井光明『社会保障行政法精義』（信山社、2009年）295頁。

論に変わりはないであろうか。換言すると、平成27年大阪高判が、法定代理受領の仕組みのもとでのサービス事業者に債権を認めないという結論に至るうえで決定的だったのは、法29条4項が「できる規定」であったことなのか、それとも代理受領構成を採ったことだったのか。さらに、これらの議論について、障害者本人の意思はどのように関わるのか（平成27年大阪高判は、障害者本人の意思の問題を論じることなく、法規定を引用するのみで一般的・抽象的にサービス事業者の債権の存在を否定しているが、このような判断の在り方が妥当か）。

このように考えると、問題状況は非常に錯綜しているように感じられる。しかしながら、障総法上の法定代理受領において、サービス事業者に債権の存在を認めるべきか否か——上述の⑦の議論——を検討することによって、錯綜した問題状況を整理するための手掛かりが得られるように思われる。

## 6. サービス事業者の債権の存在をどの程度認め得るか

(1) サービス事業者に債権を認めるべきか否かという問いに対しては、

---

<sup>34</sup> この点、法29条6項（「市町村は、…サービス事業者…から介護給付費…の請求があったときは、…指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準…又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準…に照らして審査の上、支払うものとする。」（傍点は引用者））の文言が、市町村のサービス事業者への支払い義務、すなわちサービス事業者の債権の存在を規定したものであるとの解釈があり得る（介護保険法における同種の規定に関してこのような解釈をなすものとして、小林・前掲注（2）26-27頁。論者は、介保法における代理受領を併存的債務引受と構成し、サービス事業者からの請求を「受益の意思表示」とみること、介保法41条6項の「できる」規定との矛盾の解消を図ろうとする）。確かに条文中の傍点部にアクセントを置いて読めば、そのような解釈も成り立ちうる。しかしながら、当該条文の内容として、後半の傍点部の直前部分（「基準…に照らして審査の上」）に重要なアクセントが置かれているものと考えられる。つまり、当該条文に規定されている市町村の義務は、サービス事業者への支払義務ではなく、支払い時における審査の義務である（確井・前掲注（33）325頁も、障総法29条6項と同様の規定である介保法41条9項を、サービス事業者からの「請求があったときは、厚生労働大臣の定める基準に照らして審査する」ことを定めた規定と解する）。

①常に認める、②状況に応じて広範に認める、③状況に応じて制限的に認める、④一切認めない、という4つの答があり得る。これらのうち、①および④では、個別具体的な事情は結論に影響しないということになろう。平成27年大阪高判は、法規定を引用するのみで個別具体的な事情を考慮する余地を感じさせないものであったため、上記のうち④を採ったものと推測される。それでは、障総法の解釈として、これら4つのいずれを採るべきであろうか。

(2) まず、①を採るとすれば、障害者本人が取得する債権と、サービス事業者が取得する債権が併存することになるため、すでに述べたように両債権の関係性をどう説明するのかという難問が生じる。しかしこれは①のみではなく、②・③においても生じる問題である（この点については(7)にて後述する）。むしろ、①におけるより本質的な問題点は、サービス事業者が市町村に対して常に債権を有するという構成そのものにより、単に金銭給付における本人償還払いの原則性が弱まるという問題を超えて、実態が公的医療保険における現物給付および診療報酬の支払いと近似し、障総法の給付形式における金銭給付の原則性そのものが消失しかねない点にある。このことは、以下に論じるように、障総法を超えて広く社会保障法体系の整合性を阻害しかねない。

確かに、障総法の究極的な目的は、障害者本人にサービスを保障することであり（I. 2. (1)）、現物／金銭の給付形式の選択はあくまで手段に過ぎないと考えると、このような給付形式の区別自体にどれだけの意味を見出すべきかという問題はありえよう。しかしながら、そもそも障総法が金銭給付という形式を選択した背景には、次のような考慮があるとされる。すなわち、第一に、公的医療保険における医療ニーズに対しては、必要十分（オプティマム）な治療行為が観念できるため、治療行為そのものを給付するという構成が採りやすい（現物給付に親和的である）のに対して、介護サービスにおいては必要十分なサービスが観念しづらい（現物給付になじまない）た

め、費用（の一部）を償還する金銭給付の形式が適する<sup>35</sup>。第二に、上記第一点と関連して、介護サービスが本質的に分割可能なサービスであることを前提に、障総法における給付の形式を費用の給付（金銭給付）とすることによって、（公的医療保険において給付の不可分一体性を根拠として混合診療が禁止されていることと対照的に）法律上の給付の対象となるサービスと、全額自己負担によって受けるサービスとを、障害者本人が自由に組み合わせ利用することが可能となる<sup>36</sup>。

以上のような法技術的な意図に鑑みると、障総法における給付形式の選択と、そこでの医療サービスないし公的医療保険との異質性への配慮は、決して軽視されるべきものではない。もし、公的医療保険において存在するような公法上の契約は否定しつつ、なおサービス事業者は市町村に対して法律上常に債権を有すると構成する場合には<sup>37</sup>、実質上、現物給付の法律関係ときわめて近似することになるが、そこでは障総法が金銭給付という給付形式の選択に込めた上記の——きわめて法律学的な——意図を没却しないような緻密な議論が要求されるはずである。管見の限り、現時点ではそのような議論

---

<sup>35</sup> 西村淳編著『入門テキスト 社会保障の基礎』（東洋経済新報社、2016年）194頁〔長沼建一郎〕。この説明は直接的には介保法に関するものであるが、介保法をモデルにした障総法にも当てはまるものと考えられる。

<sup>36</sup> 介護保険を念頭に同旨を論じるものとして、島崎謙治『日本の医療 制度と政策』（東京大学出版会、2011年）241-242頁、山口・小島・前掲注（2）書171頁・脚注57〔小島〕。

<sup>37</sup> 山口・小島・前掲注（2）書173-174頁〔小島〕は、介保法上の法定代理受領について、保険者（行政）とサービス事業者との間の契約の存在を否定し、両者間の関係は「あくまで保険給付の請求と支払の問題にとどまる」としつつ、その直後に続けて、「すなわち、事業者には、法令に従って行ったサービスに係る介護保険給付について、保険者に請求する権利があり、保険者にはその支払を行う義務があるということである」と述べる。しかしそこで事業者が取得するとされる「保険給付の請求権」は、「代理請求と受領の権限」によって基礎づけられている。そうすると、ここで言われる「保険給付の請求権」が、単なる取立権能を意味するのか、それとも債権と同義であるのかがまず疑問であるが、もし仮に後者であるとした場合には、代理受領構成によってサービス事業者の債権を基礎づけようとする議論に対して本稿が行った指摘が当てはまるものと思われる。



は存在しないように思われるため、①を採ることは躊躇せざるを得ない。

（3）続いて、①の対極にある④について検討する。この結論は障総法の解釈として十分にあり得るものであると思われる。しかしながら、下記のとおり、④によると実務に対する影響が避けられないと考えられ、その点が、④の解釈論としての評価に影響する可能性がある。

すなわち、実務においては、サービス事業者が市町村に対して債権を有することを前提として、当該債権を流動化させることが、サービス事業者の重要な資金調達的手段となっている<sup>38</sup>。もし当該債権が存在しないということになれば、債権流動化の前提が崩れることとなり、サービス事業者の運営に影響が生じかねない<sup>39</sup>。

サービス事業者の経営悪化は、短期的には当該事業者の提供するサービスの質に悪影響を生じ得るが、これは結局、利用者たる障害者本人への悪影響にもつながる。さらに長期的には、経営の逼迫したサービス事業者が事業自体をやめる事態も起こり得る。サービス事業者の市場からの退出の増加は、障害者本人にとって、契約相手の選択肢の減少——障害者の選択権の前提たる基盤の浸食——を意味する。「結局のところ、〔中略—引用注〕サービス市場において、サービスの提供事業者の数とサービスの量を十分に確保できなければ、利用者の自由な選択の権利と言ってみても、結局は絵に描いた餅にならざるを得ない」<sup>40</sup>ことを考えれば、サービス事業者が運営資金を調達す

---

<sup>38</sup> 橋本・前掲注（2）113頁は、介保法上に関して、「預金取扱金融機関からの借入れが困難な多くの介護事業者にとって、介護給付費債権の流動化は、選択し得る数少ない資金調達手段の1つであろう」と指摘する。

<sup>39</sup> 当該債権の存在を否定した上記大阪高判に対して、当該判決を紹介した「金融商事法務」の紙上において短期間に数多くの判例研究・論説（前掲注（2）参照）が掲載されたことが、象徴的であると言えよう。

<sup>40</sup> 本澤巳代子「社会福祉の権利の実現」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法2 地域生活を支える社会福祉』（法律文化社、2012年）53頁。

るためのニーズに配慮することは、サービス事業者に対してのみならず、障害者の選択権の前提確保という観点からも重要であると言えよう。

(4) 上記のように考えれば、解釈上、一定の場合にサービス事業者の債権を認める、という選択肢にも理由があることが分かる。その場合に、⑥状況に応じて広範に認める、③状況に応じて制限的に認める、という立場のうちのいずれが、より障自法の趣旨に沿うか。この点を検討するにあたり、まず次の2点を確認しておく必要がある。

第一に、サービス事業者に債権を認める解釈を探るうえでは、法定代理受領にかかる規定に依拠すべきと考えられる。障総法はあくまで、本人（障害者）償還払いの金銭給付原則を採っている。このことを踏まえると、サービス事業者に債権を認めるという解釈に至るまでには、まず、サービス事業者が市町村から適法に金銭を受領できることを基礎づける必要があり、その上で、当該金銭受領は（単なる事実上の運用でも、「取立権能」にも止まらない）「債権」に基づくということまで言わねばならない<sup>41</sup>。これらのうち、法定代理受領にかかる規定は、少なくとも前者、すなわちサービス事業者の市町村からの適法な金銭受領を基礎づける。そうすると、障総法上の何らの規定にも依拠することなく——いわば更地から——サービス事業者の債権を導くよりも、法定代理受領の規定に依拠する方が、解釈論として優位であると言えよう。

第二に、サービス事業者の債権を広範に認めるにせよ（⑥）、制限的にのみ認めるにせよ（③）、そこでは債権の存否の分かれ目となる指標が用意される必要がある。債権の存否は、個々の事案において個別具体的な事情を考

---

<sup>41</sup> ただし、このような思考枠組み自体が、法定代理受領にかかる規定の存在に影響を受けた（当該仕組みの存在を前提とした）ものであるという可能性もある。このように段階的な思考を採らず、直接に債権を導く解釈を探る方法もあろう。しかしながらその場合、市町村とサービス事業者の公法上の契約の存在を否定する本稿の立場と矛盾のない法律構成を探ることは容易ではないように思われる。

慮して判断されることになるため、上記の指標は、それらの事案において重視すべき点／重視すべきでない点を適切に考慮できるよう、制度の運用実態にも目を配ったものである必要がある。

（５）以上を前提として、サービス事業者の債権を、⑥広範に認めることと、③制限的にのみ認めることのどちらが妥当かを検討する。

最初に検討すべきと考えられるのは、法定代理受領にかかる規定の、障総法上の位置づけについてである。繰り返し述べるとおり、障総法上の給付の原則は、障害者本人への償還払いとしての金銭給付であり、これに対して法定代理受領は、本人償還払いの例外と位置づけられる。つまり、サービス事業者の債権を認める上で法定代理受領の規定に依拠する本稿の立場からすれば、当該債権を広範に認める解釈は、本人償還払いに対する強い例外を認めることを帰結する<sup>42</sup>。そうすると、本人償還払いの例外を強く認めることが障総法の趣旨から許されるか、換言すれば、法は本人償還払いの原則性をどれほど強く規定しているか、ということを考えなければならない。

この点について、障総法は、サービス事業者が法定代理受領の規定によって市町村から給付を受けるための要件を、法律上何ら規定していない<sup>43</sup>。このことの意義は、障総法と類似性の高い仕組みを有する介保法（居宅介護サービス費にかかる部分）との対比によると分かりやすい。すなわち、介保法41条6項および同施行規則64条は、サービス事業者が居宅介護サービス費に関する法定代理受領をするためには、居宅サービス計画（ケアプラン）が提出

---

<sup>42</sup> どの程度・事案まで法定代理受領を利用することが許容されるかという、本人償還払いに対する例外の範囲としての「広さ」のみに関わる問題ではなく、法定代理受領権者に単なる取立権能にとどまらず債権までも認めるか否かという問題でもあることを捉え、本文では例外性の「強さ」と表現している。

<sup>43</sup> もちろん、法定代理受領をするためには、サービス事業者が指定を受けることは必要であるが（参照、加藤・前掲注（５）273頁〔前田〕）、本文の冒頭で定義したとおり、本稿に言うサービス事業者とは、指定を受けたサービス事業者である。

されていること等を要件として規定している<sup>44</sup>。そうすると、何ら要件を置かない障総法では、本人償還払いの原則性が、少なくとも介保法よりも緩やかなものにとどまると言えそうである<sup>45</sup>。このように考えれば、障総法上の法定代理受領規定の位置づけという観点からは、同規定によって本人償還払いの例外を強く認めること——ひいては⑥サービス事業者の債権を広範に認めること——に、それほど大きな問題はないように感じられる。

(6) つづいて、法定代理受領によって、障害者本人ではなくサービス事業者が金銭を受け取ることの理論的な正当性も問われうる。すなわち、当該金銭の性質が本来的に障害者本人に属すべきものという観点を強調するならば<sup>46</sup>、当該金銭をサービス事業者に受領させる扱いはなるべく制限的に実施すべきことになろう。

この議論は、法定代理受領の法的構成としてどのような理論をとるかという点(本稿Ⅱ. 2)と関わる。まず、債務引受構成をとる場合、すでに述べ

---

<sup>44</sup> このような制度設計の背景には、「すべての要介護者に適切な介護サービスを利用してもらうには、適切なケアマネジメントが不可欠であるという考え方があった」とされる(堤修三『介護保険の意味論 制度の本質から介護保険のこれからを考える』(中央法規出版、2010年)57-58頁)。

<sup>45</sup> これに対して、障総法の前身である障自法のもとでの法定代理受領の例外性を、同法29条5項の文言を根拠として強調するものとして、伊藤・前掲注(9)94頁。なお、障自法の前身たる支援費制度については、むしろ代理受領方式が原則であるかのような説明も見られる(障害者福祉研究会編『支援費制度Q&A 制度の概要から支援費事務手続きまで』(中央法規、2002年)229頁では、「支援費の支払いについて、なぜ、利用者本人を通じての支払いではなく、事業者・施設の代理受領とされたのですか」との質問が設けられている。さらに、同238頁では、代理受領によらず支援費を本人に支給するためには、①利用者本人が償還払いを望んでいる、②受給者証の特記事項欄への記載等により、当該利用者が償還払いであることが事業者にとって判断できるようにされている、という2つの「要件を満たす必要がある」とされている。これらの記述はそれぞれ、同書の改訂版(障害者福祉研究会・前掲注(30))においてもそのまま維持されている(同86-87頁))。

<sup>46</sup> 例えば、障総法における受給権保護規定(法13条)は、このような観点を含むものと考えられる。

たように、サービス事業者が市町村から受領する金銭の性質そのものは、（法定代理受領という通称にもかかわらず）本来障害者本人がサービス事業者に支払うべきサービス代金（ただしそのうちの介護給付費相当額）であった。この場合、サービス代金としての金銭はもともとサービス事業者に帰属すべき性質のものといえるのであるから、当該金銭をサービス事業者が受領すること自体についてそれ以上の正当化は必要ない。つまり、法定代理受領の広範な利用、ないし⑥サービス事業者の債権を広範に認めることに、理論的な難点が生じない。

これに対して、代理受領構成を採る場合には、議論の様相が多少異なる。すなわち、代理受領構成によると、サービス事業者が受領するのは、本来的には障害者本人に帰属すべき介護給付費であるためである。もっとも、この場合でも、介護給付費の性質論を遡って考えることで、サービス事業者による受領を一定程度理論的に正当化することが可能である。すなわち、介護給付費の月額は、当月に受けたサービスについて、当該「サービス等に通常要する費用…につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額…を合計した額」から、障害者本人の利用者負担額を差し引くことによって定まる（法29条3項）。このうちの前者（厚生労働大臣の定める基準）においては、サービス事業者の運営費用という観点が一定程度反映されていると考えられる<sup>47</sup>。そうすると、介護給付費をサービス事業者が直接受領することも、理論的に根拠のないことではない。

以上のとおり、サービス事業者が受領する金銭の性質という視角からも、

---

<sup>47</sup> この点、介保法に関して、増田雅暢『介護保険の検証——軌跡の考察の今後の課題』（法律文化社、2016年）61頁は、「介護報酬の持つ意味」として、「まず、事業者にとっては事業経営の基本となる数値であり、その改定は事業経営に直接的な影響を与える」こと、「利用者にとっては、利用者負担の水準に影響を与える」こと、「介護分野で働く労働者にとっては、事業者が介護報酬によって得られた収入から賃金が支払われるので、介護報酬の改定が給与等の水準に影響を与える」ことを指摘する。

法定代理受領規定に基づいて債権を生じさせることは理論的に正当化可能である。ただしその際、法定代理受領の法的構成によって、正当化の必要性の程度が異なった。つまり、サービス事業者の受領する金銭の性質について特段の正当化を要しない債務引受構成は、⑥サービス事業者の債権を広範に認める解釈と親和的であると考えられ、他方で代理受領構成においては、介護給付費をサービス事業者が受領することについて理論的な正当化が要求される点において、③サービス事業者の債権を認める範囲が相対的に制限される解釈と親和的であると思われた。

(7) さらに、各事案において債権の存否の分かれ目となる指標としては、以下に述べるように、障害者本人の意思（同意）という要素を用いるべきであると考えられる。

まず、代理受領構成について検討する。ここでは、代理受領の対象となるのは介護給付費債権であり、障害者本人が債権者、サービス事業者が代理受領権者、市町村が債務者と位置づけられる。法定代理受領の例外性（あくまで障総法上は本人への償還払いが原則であること）に鑑みれば、債権者たる障害者が、弁済受領権限をサービス事業者に与える意思を有することが必要なのではないか（少なくとも、障害者本人にその意思が全くない場合に法定代理受領を用いるのは妥当ではないのではないか）と解される<sup>48</sup>。実務上は、障害者がサービス事業者とサービス契約を締結する際に、契約書および重要事項説明書において、サービス事業者が介護給付費を代理受領する旨が記載・説明されるようである<sup>49</sup>。

---

<sup>48</sup> 介保法における法定代理受領について、要介護者本人の意思を重視するものとして、和田・前掲注（2）81-82頁。他方で、有力な反対説が存在する（河野正輝ほか編『社会福祉法入門』（有斐閣、第3版、2015年）197頁〔倉田聡・石橋敏郎〕）。なお、かつての支援費制度のもとでは、「代理受領について市町村や指定事業者・施設が利用者の同意を得る必要はありません」との解説がみられる（障害者福祉研究会・前掲注（45）234頁）。

<sup>49</sup> 岩村正彦ほか『目で見える社会保障法教材』（有斐閣、第5版、2013年）159-160頁。

すでに述べたとおり、民法上の代理受領とパラレルに考えた場合には、障  
 総法における代理受領権者たるサービス事業者は単なる取立権能を有するに  
 過ぎない。ただ、民法と障総法の差異に鑑みれば、代理受領構成に依拠しつ  
 つ、代理受領権者たるサービス事業者に債権までも認める解釈があり得な  
 いではない（以上、4.（2）参照）。ただしその場合、何らかの理論的説明  
 を加えなければ、介護給付費にかかる債権を、障害者本人とサービス事業者  
 の2者が有することとなる。サービス事業者に債権を認める主張の主眼が、  
 当該債権の流動化を認めることにあるのであれば、サービス事業者のみが債  
 権を有する（または行使できる）こと、あるいは債務者たる市町村が障害者  
 本人に対して給付（弁済）をした場合に、それにもかかわらずサービス事業  
 者が市町村に対して（再度の）履行を請求できることを理論的に基礎づける  
 必要があるように思われるが、このようないわば排他的な債権をサービス事  
 業者に取得させることが、そもそも代理受領構成と整合するのかが疑問があ  
 る<sup>50 51</sup>。

また、上記の点について理論的な説明が可能であるとしても、本来の債権  
 者たる障害者が債権者としての権利行使ができないという点で、実質におい  
 て債権譲渡（障害者本人からサービス事業者への、介護給付費債権の譲渡）  
 にかなり近似することをどのように考えるかという問題も生じよう<sup>52</sup>。債権  
 譲渡が譲渡人（旧債権者）と譲受人（新債権者）との間の契約でなされるこ

<sup>50</sup> 例えば、安永・前掲注（25）18-19頁は、民法上の代理受領において、本文で述べたような  
 代理受領権者から債務者への再度の履行義務を認めるためには、その前提として代理受領権  
 者「への債権の移転、ないし質入れ（民法481条参照）と同様の排他的支配権の確立がなく  
 てはならない」が、それは代理受領の趣旨からも、当事者の意思からも適当でない、と指摘  
 する（ただしもちろん、この議論を参照するにあたっては、民法上の代理受領と障総法上の  
 法定代理受領との差異に注意を払う必要がある）。

<sup>51</sup> さらに、もし障害者本人に対して給付を実施した市町村が、サービス事業者からの再履行請  
 求に服することになれば、法定代理受領の利点の1つとして挙げられる給付事務の効率的処  
 理（介保法に関して遠藤・神田・前掲注（12）429頁）が害されることになる。

ととのバランスを考えれば、障総法の代理受領によって債権譲渡類似の法効果を導こうとする場合には、債権譲渡における譲渡人（旧債権者）に相当する障害者本人の意思（同意）という要素が重視されなければならない。そうすると、実務上実施されているような代理受領の説明と同意によって、債権譲渡に近い法効果を生じさせることが適切か（逆から言えば、障害者本人に、債権譲渡の合意に準ずるような高いレベルの同意を要求することが現実的か）という疑問も新たに生じる<sup>53 54</sup>。

以上のように考えると、代理受領構成に依拠しつつサービス事業者に債権を認めるうえでは、障害者本人の意思（同意）が明確に示されることが必要であるように思われる。このことは、実務上の運用を考慮すれば、サービス事業者が債権を取得する局面が相対的に制限されることを意味しよう。

---

<sup>52</sup> この点に関し、障害者本人とサービス事業者の両者に債権を帰属（市町村の立場から言えば、障害者本人に対する「介護給付費支払債務とサービス事業者に対する介護報酬支払債務」とを「いったん併存」）させたうえで、障害者本人がサービス事業者に対して自己負担分のみを支払い、残額はサービス事業者が市町村から受領することについて「明示または黙示に合意している」ことを根拠として、「信義則上」障害者本人が市町村に請求することを許さない、とする解釈も提示されている（須藤・前掲注（2）57頁）。このような解釈は魅力的な側面を有するものの、下記の2点において疑問がある。すなわち、第一に、同説は「サービス事業者と連合会〔本稿においては市町村—引用注〕には公法上の契約関係が成立していると考えられる」（同論文55頁）ことを前提としているように読めるが、先述のとおり、この立場は社会保障法学における通説・判例とは異なる。また、第二に、同説において権利を有することとされる障害者本人に、権利行使を許さないような信義則が成立するには、かなり高い程度の「合意」が要求されるのではないかと、そうするとそれは本文中で述べたとおり、実務と合致しないのではないかと。

<sup>53</sup> 研究会等で聞くところによると、代理受領を承諾する書面に障害者本人が署名・押印をするという慣行も存在するようであるが、その場合に、サービス事業者が、障害者や家族に印鑑を預けてくれるよう求める（そして実際に預けられる）という例もあるという。

<sup>54</sup> 障害者の意思が重視されることになれば、さらに、障害者とサービス事業者との契約の場面において、障害者の家族が「その法的位置づけが不明確なままに」、「重要な役割を果たしている」（「家族による事実上の代理」）をどう考えるべきか、という困難な問題が立ち現れる（中野・前掲注（1）19頁）。



(8) つづいて、債務引受構成について上記と同様に検討する。この構成においては、引受けの対象となる債務はサービス代金債務であり、サービス事業者（のみ）が債権者、障害者本人が債務者、市町村が引受人と位置づけられる。債務引受には、債務が移転する結果としてもとの債務者が債権関係から離脱する（債務を免れる）免責的債務引受と、引受人と併せて債務者も債務を負い続ける併存的（重疊的）債務引受がある<sup>55</sup>。後者の併存的債務引受は、債権者にとって有利であることから、(a) 債権者・債務者・引受人の三面契約、(b) 債権者と引受人の合意のほか、(c) 債務者と引受人の契約によっても成立する。他方で免責的債務引受については、上記(a)(b)によって成立することは問題ないものの、債務者の交代をもたらす点で債権者が害される可能性があることから、(c) 債務者と引受人との間で合意しても、債権者の同意がなければ有効ではない。

このことを前提とすると、債務引受のいずれの類型においても引受人（障総法における市町村）の意思が不可欠である。障総法上、法定代理受領の仕組みが定められていることをもって、引受人にあたる市町村の債務引受の意思が示されていると見ることとなろう<sup>56</sup>。また、債権者たるサービス事業者については、市町村に対する請求手続がなされた場合には、債務引受を成立させる意思（あるいは同意）が存在すると見なしうる。

つづいて、民法上の債務引受においては、債務者の意思のいかんは問われない（債務者の意思に反しても良い）とされる<sup>57</sup>。しかしながら、障総法上、引受けの対象となるサービス代金債務との関係では債務者である障害者本人

---

<sup>55</sup> 以下、この段落における債務引受の記述に関しては、内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』（東京大学出版、第3版、2005年）241-244頁に依拠。

<sup>56</sup> もし、サービス事業者からの請求に市町村が応じた時点をもって市町村の債務引受の意思が示されたものとみるとすると、結局、市町村が請求に応じない限りはサービス事業者の債権が存在しないこととなり、債権流動化の目的は達せられないため、このように解するほかないものと思われる。この点に関するより理論的な説明も、今後の課題としたい。

は、市町村に対する介護給付費債権の債権者でもあるのであり、サービス代金債務の引受人たる市町村が当該債務を履行すると、法29条5項のみなし規定の効果によって、障害者が市町村に対して有する介護給付費債権が失われる。この点において、障総法上の障害者は、通常の債務引受における債務者のように何らの不利益を受けないというわけではない。このような障総法の法律関係を念頭に置くと、債務引受構成における債務者と位置づけられる障害者本人について、その意思をまったく問わないのは妥当ではないものと考えられる。

ただし、この場合の障害者本人による意思は、債権譲渡のように自らの債権の処分に向けられた同意とは明らかに異なる。さらに、障害者本人が有する介護給付費債権は、引受人たる市町村が、引き受けの対象となった債務を履行した場合に、事後的に消滅するに過ぎない（債権譲渡の場合のように、事前に当該債権を手放すわけではない）。これらの点を、上述のとおり本来債務引受においては債務者の意思が問われない点と併せて考慮すれば、債務引受構成において要求される障害者本人の意思は、債権譲渡構成の場合ほど高度のものである必要はない。

## 7. 小括——債権の存在を広く認めるべきか？

(1) 上記6. の検討からは、サービス事業者の債権を広く認めることが解釈上可能であることが分かるが、それは同時に、当該債権を制限的にのみ認めることが可能であることも意味するのであり、広く認めるべきか否かということは明らかにならない。そこで、最後にこの点について、法定代理受領という仕組みの趣旨を念頭に考察する。

すでに述べたとおり、法定代理受領の趣旨は、利用者たる障害者に過重な

---

<sup>57</sup> 内田・前掲注(55)243-244頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ』（信山社、第3版、2005年）681-683・687-688頁。

立替負担が生ずることを回避し、同時に、事業者にとっての費用の回収を確実たらしめることである<sup>58</sup>（平成27年大阪高判も同旨を述べる：本稿Ⅱ．3．

（1））。この目的からすれば、むしろ市町村からサービス事業者への費用支払を原則とすべきようにも思えるが、そのような選択がなされなかった背景には、現物給付・金銭給付の区別と当事者間の法関係の相違、介護サービスと金銭給付原則の親和性といった事情が存在した。

（2）本稿の冒頭でも論じたように、障総法の本質的な目的は、障害者に対するサービス保障であると言える。そうすると、障害者のサービス保障の実効性を可能な限り追及することが望まれよう。そのうえでは、法の選択した給付形式やその背景、法体系全体の整合性を毀損することのないよう気を配りつつも（すなわち、サービス事業者の債権を常に認めることは否定しつつも）、事業者の債権流動化のニーズに応え、ひいては障害者自身の選択権行使の基盤を確保するために、当該債権の存在を可能な限り広く認めるという選択肢が障総法の法意に合致すると考えられる。すなわち、障総法上の法定代理受領の法的構成について、債務引受構成を採用し、サービス事業者の債権を広く認めるべきである。ここで、事業者のニーズへの配慮の根拠を障害者の利益から引き出すこと（これは障総法の終局的な目的がサービス保障であることとも合致しよう）を考慮すれば、法定代理受領の利用による障害者自身の利益がより大きい構成——単に事前の全額立替をせずに済むというだけではなく、障害者自身がサービス事業者に対する代金支払債務から（介護給付費相当額の限度において）解放される、免責的債務引受構成——が採られるべきこととなろう。

---

<sup>58</sup> 障害者福祉研究会・前掲注（18）118頁。

## おわりに

本稿に残された課題として、本文中に言及した法定代理受領にかかる歴史研究の他に、少なくとも下記の2点が存在する。

第一に、より介保法に焦点を当てた検討である。繰り返し言及しているように、障総法は介保法をモデルとしており、両者は多くの類似点を持つが、他方でいくつかの重要な差異も存する。本稿では、障総法そのものにフォーカスすることを目指した結果、介保法には必要と思われる限りでのみ触れたにとどまるため、結果として障総法の法定代理受領についても検討が十分及んでいない点があるかもしれない。

第二に、サービス事業者の資金調達において債権流動化が果たしている役割の実態と、その代替的手段との関係の検討である。例えば、独立行政法人福祉医療機構法に基づいて設立されている福祉医療機構は、「福祉貸付事業」を実施しているが、障総法上の一定のサービス事業者も当該事業による融資の対象に含まれるようである<sup>59</sup>。そうすると、債権流動化がサービス事業者にとって實際上どの程度の重要性を有するのか、債権流動化と福祉貸付事業は代替可能なのか（可能だとするとどの程度においてか）、債権流動化を可能とするような解釈論の試みと福祉貸付事業をより利用しやすくする立法論とではどちらの方がより現実的／理想的なのか、といった論点についても、検討をする必要があろう。

以上のような重要な検討がなされていない点において、本稿は試論にとどまっている。多くの研究者・実務家からの指摘・批判を請いたい。

---

<sup>59</sup> <http://hp.wam.go.jp/guide/fukushikashitsuke/outline/tabid/149/Default.aspx>（2016年9月19日閲覧）

〔付記〕

本稿の執筆にあたっては、九州大学社会法判例研究会の会員各位、川久保寛講師（神奈川県立保健福祉大学）、木村道也弁護士（福岡大学法科大学院准教授）に貴重な助言と助力を頂いた。

また、本稿は、科学研究費助成事業（若手研究（B））（研究課題／領域番号：16K17006）および福岡大学研究推進部の研究経費（課題番号：137101）によるものである。